

鳥取県告示第1号

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第315号の5ア（ア）の表の右欄に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関を次のとおり定めたので、告示する。

平成25年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関
- 2 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関